

令和7年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託

令和7年10月27日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容等

(1) 委託業務の名称

令和7年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「令和7年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 見積限度額

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

3 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1	実施方針
2	業務内容に関する提案
	ターゲット層（食に関心の高い富裕層）への訴求方法 試食会の開催内容、シェフや参加者の選定
3	実施体制（スケジュール含む）
4	同種業務の実績

④ 見積書

⑤ 法人等概要

（２）提出部数

①、②、④及び⑤については、１部提出すること。

③については、１冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を５部、社名を記載したものを１部提出すること。（カバー等は取り付けないこと）

（３）質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和７年１１月１１日（火）午後５時まで、担当部局への電話、電子メール又はFAXにて受け付ける。

なお、電子メール、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

（４）提出期限及び提出先

① 提出期限 令和７年１１月１２日（水）午後５時 ※提出期限後に到着した応募書類は無効。

② 提出先 「８ 問合せ・提出先」のとおり

③ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）

４ プレゼンテーション

実施しません

５ 業務委託者の選定

（１）選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画提案書を（２）の評価項目に基づき、審査したうえで決定する。

（２）企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか
②実施体制	業務の遂行に必要な体制が確保されているか
③実施計画	業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか
④提案内容の評価	・仕様書に書かれた業務内容を盛り込んだ提案内容となっているか ・食の専門家等を招聘した試食会の開催及びプロモーションの実施が、ターゲット層である食に関心の高い富裕層に訴求した内容となっているか
⑤業務実績	過去の同種または類似業務の実績

（３）審査結果の通知

① 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。

② 審査の内容については一切公表しない。

③ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

6 業務委託の方法

県は、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）に定める随意契約の手続により、上記に基づき選定した事業者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

7 その他

- （１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- （３）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- （４）契約書作成の要否：要
- （５）契約保証金：業務受託者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、納付を免除する。

8 問合せ・提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県農林水産部農地局農村計画課 農村活性化担当

TEL:029-301-4264

FAX:029-301-4169

電子メール: nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

(様式第 1 号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 7 年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農地局農村計画課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 7 年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第 2 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 7 年 月 日

茨城県知事 殿
(農林水産部農地局農村計画課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県が実施する令和 7 年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託の
企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

(様式第 3 号)

質疑・回答書

名 称：
担当者名：
連 絡 先：

質 問 内 容

回 答 内 容